

仕 様 書

佐伯区の可燃ごみ、リサイクルプラ及びペットボトル（以下、総称して「普通ごみ」という。）の収集・運搬業務に関する仕様は、次のとおりとする。

1 委託業務名

佐伯区普通ごみ収集運搬業務その5

2 履行場所（収集区域）

広島市佐伯区のうち、別紙「普通ごみ収集区域表」に示す区域

3 業務内容

- (1) 収集区域内の一般家庭から各定点に排出される可燃ごみを別紙「普通ごみ収集区域表」により収集し、発注者が指示する、焼却施設又はその他の処理施設へ運搬する業務
- (2) 収集区域内の一般家庭から各定点に排出されるリサイクルプラ及びペットボトルを別紙「普通ごみ収集区域表」により収集し、ダイヤエコテック廃プラスチック圧縮梱包施設又は発注者が指示する処理施設へ運搬する業務
- (3) 収集区域内の一般家庭から各定点に排出される普通ごみの重量及び袋数を調査する業務

4 業務の実施期間、実施日及び作業時間

- (1) 業務の実施期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。
- (2) 業務の実施日は、原則として次の日を除く日とする。
 - ア 土曜日及び日曜日
 - イ 「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）」に規定する休日
 - ウ 12月31日から翌年の1月3日までの日（ア及びイに掲げる日を除く。）ただし、特別収集日（4月29日、7月21日、8月11日、9月15日、9月23日、10月13日及び1月12日）についてはこの限りではない。
- (3) 作業時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までとする。

受注者は、この作業時間内に業務を終了できるよう収集体制を整備しなければならない。

ただし、当該収集日の区域内に未収集の普通ごみがあるときは、受注者は、収集が完全に終了するまで引き続き業務を実施しなければならない。

5 使用車両（臨時的に使用する車両を含む。）等

- (1) 受注者は、この業務を実施するに当たっては、あらかじめ発注者の承認を受けた車両（当該車両の自動車検査証及び自動車検査証記録事項の「所有者」又は「使用者」が受注者の名義であること。（「使用者」が受注者の名義である場合には、他の一般廃棄物収集運搬業許可業者等との貸借による場合を除く。）ただし、災害等により緊急を要する場合において、発注者が特別に認めた車両については、この限りではない。）及び車庫を使用しなければならない。

また、当該車両については、発注者の承諾なくこの業務以外に使用してはならない。

なお、当該車両については、広島市環境局が災害等対応のため緊急業務等を別途発注する場合があります。この場合、同局が必要に応じて受注者と別途協議のうえ申し入れる。
- (2) 入札参加資格確認時に申請した車両を委託車両（年間臨時車両含む。）とすること。
- (3) 使用する車両のデザインは、業務品質評価審査申請時に登録した標準デザインとすること。
- (4) 委託車両は、業務実施期間終了時まで、登録変更をしないこと。

ただし、委託車両として登録している車両を廃車にする場合又は新車と入れ替える場合については、登録変更を認める。

なお、廃車による変更の場合については、当該車両の廃車証明書を提出すること。

- (5) 緊急時（交通事故等により委託登録車両が一時的に使用できなくなった場合）においては、委託登録車両が使用可能となるまでの間に限り、臨時車両（標準デザインは問わない。）により対応すること。
- (6) 使用する車両（臨時的に使用する車両を除く。）は、対人賠償金額無制限の自動車保険（任意）に加入していること。加えて、収集運搬作業中の車両火災に伴う損害を補償する、補償金額を協定保険価額とした車両保険に加入していること。
また、当該保険証券の写しをあらかじめ発注者に対し提出すること。
- (7) 使用する車両の架装等を変更する場合は、あらかじめ発注者の承認を得ること。

6 業務の実施に当たっての遵守事項

受注者は、業務の実施に当たっては、業務の重要性をよく認識し、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 3 条第 1 号に規定する基準により行うこと。
- (2) 業務の実施に先立ち、委託業務実施計画を策定し、別途指定する様式により発注者に提出すること。
- (3) 業務の実施に当たっては、使用する車両 1 台につき常時 2 人以上が業務に従事すること。
- (4) 業務に従事する者については、広島市内の固形状一般廃棄物収集運搬業務に継続して 6 か月以上従事している者（前職の従事期間を通算して、継続して 6 か月以上従事することになる者を含む。）で、受注者が直接常時雇用（他社からの派遣又は出向による者及び非常勤雇用又は臨時雇用の者を除く。）している者に限る。
ただし、発注者が特別に認めた者については、この限りではない。
- (5) 収集、処理施設への搬入その他車両の運行に際しては、従事者は共同して、常に車両の周囲の安全に配慮を行うこと。
- (6) 住民に対し、不平等な取扱いをしないこと。
- (7) 業務の実施に関して、第三者から金品を受領しないこと。
- (8) 業務中に問題が生じた際は、直ちに発注者に報告するとともに、発注者と協議して業務を実施すること。
- (9) 収集したごみは、必ずその全量を搬入施設へ運搬すること。
- (10) その他、別紙「委託業者遵守事項（普通ごみ）」に記載する事項

7 報告事項

- (1) 当日の作業終了後、直ちにその旨を発注者に報告すること。
なお、所定の時間内に作業が終了しないと予測される場合は、直ちに発注者に連絡すること。
- (2) 当日分の業務の実施状況を所定の作業日報により、速やかに発注者に報告すること。
- (3) 当月分の業務の実施状況を所定の報告書により、翌月の 5 日（ただし、3 月分については、3 月 31 日）までに発注者に報告すること。
- (4) 委託業務実施計画に従った委託業務の実施ができないことが明らかになったときは、発注者に対して、直ちにその理由を付した書面を提出すること。

8 その他

- (1) 次回の本業務発注において受注者が変更となった場合、業務の引継ぎが円滑に行われるよう本市又は新規受託者が行う業務内容の確認等に真摯に協力すること。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議してこれを定めるものとする。